中央区サイバーセキュリティに関する協定の締結について

１．背景

近年、サイバー攻撃による情報流出やインターネットバンキング不正送金事案の増加など、サイバー空間の脅威は深刻化している。

特に中小企業は、知的財産や個人情報を保有しているが、企業規模などの条件からサイバーセキュリティ対策の必要性に対する理解は不十分で、基盤整備も進んでいない傾向が見受けられる。

本区には、23 区トップクラスの約 38,000 もの事業所が集積しているが、そのほとんどが中小企業であり、”商工業のまち”としての本区の発展の基盤となっている。

区内中小企業がサイバー攻撃を受けた場合、顧客や業務の喪失など事業運営に与える影響が大きいことから、中小企業自らが先制的かつ能動的なサイバーセキュリティ対策を講ずることが急務となっている。

２．趣旨、目的

区内中小企業事業者におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪・サイバー攻撃による被害の防止を図ることを目的として、中央区、区内警察署及び東京商工会議所中央支部によるサイバーセキュリティに関する協定書を締結する。

３．協定の内容

(1)主な取組事項

①サイバーセキュリティに関する広報・啓発活動

②サイバーセキュリティセミナーの開催

第１回　平成 29 年 12 月 15 日(金)午後２時から

中央区役所　８階　大会議室

（別紙参照）

③サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動

(2)連絡会の開催及び情報の共有

４．協定書

別紙のとおり

５．協定締結式

(1)日　時　　平成 29 年 10 月 26 日(木)午後２時から

(2)場　所　　中央区役所　３階　庁議室

(3)締結者　・中央区長

・築地警察署長

・中央警察署長

・久松警察署長

・月島警察署長

・東京商工会議所中央支部会長